

検査結果等について行政への報告を行うことに関する説明書

1 報告の目的

こども家庭庁では、本検査費用の助成を受けようとする方の不育症検査結果等について、都道府県等を通じた報告の協力を求めています。

これを集計し、分析することにより、こども家庭庁は今後の当該検査の保険適用に向けた検討等に活用することができます。

2 報告の内容・方法

高知県から、不育症検査費用助成事業受検証明書（第2号様式）の内容をこども家庭庁に報告します。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。